

平成24年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年11月19日(月)

場 所 石神井西中学校

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) いじめの問題への取組について〔継続審議〕
- (2) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

不審者侵入への対応について

平成24年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

平成24年度夏休み居場所づくり事業の実施結果について

(仮称)立野小学童クラブ室および学校応援団ひろば室の整備について

学童クラブの運営業務委託について

「下石神井第三保育園・下石神井地区区民館学童クラブ」および「氷川台第二保育園・氷川
台地区区民館学童クラブ」大規模改修工事に伴う仮設施設の整備について

「放課後子ども教室推進事業」補助金の返還について

保育施設の給食用食材放射性物質検査の実施について

平成24年度「練馬区成人の日のつどい」の開催について

地域若者サポートステーション事業の実施希望事業者の誘致について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
ねりまエンゼル・ナビの発行について

4 視察

- (1) 石神井西中学校における授業
- (2) 谷原小学校

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 4時30分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿 形 繁 穂
こども家庭部長	郡 榮 作
教育振興部教育総務課長	岩 田 高 幸
同 教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	内 木 宏
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
同 青少年課長	浅 井 葉 子

傍聴者 3名

委員長

ただいまより、平成24年第22回教育委員会定例会を開会する。

本日は石神井西中学校の視聴覚室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、大変にありがとう。

また、本日は案件の最後に視察と、午後1時30分からこの会場において保護者の皆さんとの意見交換会を予定している。日程の進行については各委員、ご協力をお願いする。

では、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は陳情4件、協議2件、教育長報告11件、視察2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。

継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

協議(1) いじめの問題への取組について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)いじめの問題への取組について。

この協議案件については、資料が提出されているので、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ただいま課長から説明があったとおり、これまでの審議を経てこの案が本日、提出されている。これまで数回にわたって審議をしまいったので、本日は、先ほどもお話があったように、この案を決定してまいりたいと考えている。

では、各委員よりご意見、ご質問をお伺いする。

天沼委員

前にも申し上げたけれども、一番身近にいる親御さんもそうだが、先生方が昼間、子供と接していて、いじめは学校で起きているので、一番先生方が、いじめというのはそもそも先生に気づかれないように行うから被害が大きくなっていくわけであるけれども、

先生方の気づきというか、いじめを起こさない環境づくりは、一番身近にいる先生の責任が結構大きいかなと思う。

4の(2)であるけれども、教職員の指導力を高めるというところで、例えば文言が、「適切に対応する力」というか指導力である。最後に「校内で研修をする」、これは前にも、4の(2)である。ということであるけれども、校内の研修ばかりではなく、いじめに特化したような教育委員会のほうでの研修もちゃんと受けていただくようなことも含めていただきたいと思う。これが一つである。

それから、同じように4番の(4)や(5)であるけれども、全教員一致して、全教職員で毅然とした態度で臨むことが、学校ではそういうことは認めないんだということをお子たちに常日ごろ情報発信していくことが大切だと思うので、特に学校の指導体制ということで、別室指導も当然そうであるけれども、いじめに対する姿勢を見せていくという点では4の(4)は大切かなと思う。

そして、もう一つ、4の(5)であるけれども、児童・生徒自身はどうなのかということである。自分たちも問題解決、問題を起こさないということで、日常生活を送っていただきたいと思う。ここでは「生徒会」とか、「児童会」とかいう名前が出てきているので、特別活動、カリキュラム、教育課程の中にそういうものが含まれて、自主的に協議して、連絡を取り合って問題解決へ向かっていくという、学校の中の子供たち同士の関係づくりも非常に大切かなと思った。

学校の中、身近な先生や児童・生徒、そういった中にいじめに対しての雰囲気というか、対応というか、そういうものをきちんと育てていけば、今よりは改善されるのかなと思った。

私は、4の(2)(4)(5)の中では特に重要なポイントなのかな。あとは外からの、いじめ等対応支援チームをつくるであるとか、特別支援チームをつくるであるとか、これはいじめが起きてから教育委員会が外側からそれに対して対策をとっていくということで、日常的ないじめ撲滅ということからすると、4番が重要なポイントになるのではないかなと思った。

以上である。

委員長

ほかにいかがか。

安藤委員

前回のいじめ問題対策方針(案)が箇条書きのようなものだったのに比べて、文章になってわかりやすいなと感じた。ありがとう。

新しく入ってきた「対策方針の基本的な考え方」という2番の部分であるけれども、これは私だけの問題かもしれないので皆さんに伺いたいと思ったのであるが、(2)と(3)の、細かいことであるけれども、言葉に私は違和感を感じたので伺いたいと思う。「対策方針の基本的な考え方」となっている中で、例えば(2)だと「いじめ重大事件を教訓とした幼児・児童・生徒の特性を踏まえた対策を講じる」となっている。これはもしかしたら、私が違和感を感じるのは、「対策方針の基本的な考え方」であるのに「対

策を講じる」となっているところに言葉の違和感を感じたので、「幼児・児童・生徒の特性を踏まえる」などへの変更がよいのではないかなと思った。

また、3番についてもであるが、「対策方針の基本的な考え方」の中で、最後である、「関係機関との連携の在り方を見直す」となっているけれども、こちらについても「関係機関との連携を深める」とか、「強める」とか、そういった言葉のほうが適しているのではないかなと思ったので、事務局の皆さんや委員の皆様のご意見というか、考え方を伺いたいと思う

教職員への助言・指導の部分であるけれども、教育委員会の取組と重なる部分があるかもしれないのであるが、学校が教育委員会と情報を共有するとあるけれども、共有するという中に共有しやすい体制づくりの強化が必要だと思う。例えばバックアップ体制を教育委員会で持っているよとか、学校が自分の学校でいじめがないといいと願っているのは当然のことであるけれども、それが悪いほうに働いてしまって、隠すつもりは多分ないとは思いますが、結果的にまだ言わなくてもいいかなというようなことにはならないようなバックアップ体制があるということが入っていたらいいのではないかなと思った。

それから、「新たな対応組織の整備」についてであるけれども、これは今後多分決めていかれる、前回か前々回にもお話しさせていただいたかと思うが、いじめ等対応支援特別チームについてはあらかじめ設置しておくというか、候補者等をお願いしておく必要があるのではないかなと思った。

それから、あともう一つは余談というか感想であるが、保護者・地域との連携というところで、先日、関町北小の校長先生が、先生の言葉でいろいろないじめに対しての、根絶のためにということでメッセージを出されていた。こういった取組が、あまり情報が多いと、正直言って、保護者の方もどれくらいきちんと目を通していただけるのかというのはわからないけれども、すごくいい発信だと思ったので、こういう取組は大切だなと思った。

以上である。

委員長

今の安藤委員の確認。大きな2番の(2)と(3)のまず文言のところ、その辺に關してはいかがか。基本的な考え方というのにふさわしい文言にしたほうがよりいいのではないかという提案だったと思う。

安藤委員

特に皆さんが違和感を感じられないようだったら、別に構わないけれども、ちょっと感じたので。

委員長

基本姿勢の文章化であるので、この辺もう一度吟味していただいて、安藤委員の今の意見、ご検討いただけたらありがたいなと思う。

教育指導課長

今の文末のあたりはもう一度、基本的な考え方としてこれでいいかどうかをもう一回見てみたいと思う。

それから、今、天沼委員と安藤委員のお二人の委員からいただいた中で、例えば天沼委員の、確かに校内の研修だけではなくて、教員の指導力を伸ばす、教育委員会の研修も。これは3番の教育委員会の取組の(2)のところで、教職員研修ということで、当然教育委員会としてもいじめに特化した指導力を高めていくことが必要だと思うので、ここに反映させているということがある。

それから、学校が、いじめがあって、なかなかいじめのことをという、バックアップ体制というお話があったけれども、この辺については教育委員会の取組の3番の(2)のところで、こういうことをイメージしているのかどうかちょっとわからないが、事務局の文言としてはいじめ対応状況報告票というのを新たにつくって、これを学校と教育委員会が、この報告票をもとにいじめを認知した例を追いかけていくということで、今までこういうことはあまりやっていなかったけれども、これをやることである程度、うまくいっていない例も含めて教育委員会と一緒に対応していける体制ができるのかなと考えているというのがある。

それから、3ページ、3の「教育委員会の取組」の(8)の「いじめ等対応支援特別チームの設置」ここでは、先ほどあらかじめ候補者をということがあった。これは当然どういう方に調査をしてもらうのがいいのかということについてはあらかじめこちらで考えて、想定しておきたいとは思っている。

あとはご意見のとおりだと思う。

委員長

いかがか。

内藤委員

全体を読ませていただいて、皆様のいろいろな知恵が集まって大変内容が、大切な事柄が網羅されている、いいものができたかなとまずは思った。取組について具体的に丁寧に説明があるので、受け取る側にしてもその内容がよく理解できるかなと思った。

1点追加したらどうかということがある。この文書の中で、総合教育センターの教育相談室のことがどこにも挙げられていないが、いじめ問題にかかわることで大変それは大事な機関であるかなと思う。それをどこかにやはり入れたほうがいいかなと思う。4ページの7番の「子供関連施設との情報共有」というところの「いじめの要因は様々であることから」の次に、教育相談室のことを入れたらどうかと思う。

それと、もう一つの箇所としては、3ページの(7)の「子供関連機関との連携強化」とあるので、そこにも必要なかなと思ったのであるが、ここで言っているのは学校教育以外を所管する部署となっているのであるが、教育センターの教育相談室は学校教育の部署であるということの認識があるので、ここにはあえて入れていないのかなというふうにも受け取れるのだが、そういうふうに理解してよるしいのか。

教育指導課長

そういう理解であったのであるが、確かに大事な機関であるし、センターの位置づけをもう一回見直して、入れるところを考えていきたいと思う。特に相談のところでは当然相談センターの役割は非常に大きいので、その辺も含めて再考したいと思う。

委員長

ぜひ入れていただきたいと思う。

内藤委員

続いていいか。その文言であるが、3番の(7)の最初あたりの「子供関連施策が教育委員会に一元化された利点を活かし」ということが、確かにそうであるが、これは本年度に限ってそういう文言が生きていて、これが続いていくときにはこれは当たり前のことになるので、あえてここには書かなくてもいいのかなと。ちょっと内部事情的な感じがするので、そこは要らないのではないかなという気もしたのであるが、とてもこれは大事なことではあると思うけれども、要らないのかなという気がした。それが1点。

もう一つは、2ページの(2)のと のところであるが、ここを読んでいて中身はよく、そういうことで詳しく、丁寧に書かれているなというのがよくわかったのであるが、調査票とか、対応状況報告票というのは、私はどういうものかわかっていないものであるから、(2)で書いてある内容は「学校がいじめと認知したケースについては」というのが主語になっているわけである。それともう一つ、 の「学校がいじめと認知したケースについては」と、この違いはどういうところなのであるか。そこを。

教育指導課長

の、調査票という言葉を使ったからそういう誤解を招いてしまったのかなと思うけれども、 に書いてあることは、要は子供にアンケートをとったときに、いじめを認知できるアンケートの写しを学校と教育委員会で共有するという意味での調査票なのである。 はその個々の調査票ではなくて、学校別にいじめの状況が一覧でわかる、そういうものをこのいじめ対応状況報告票と言っているの、個々の事例を把握するのが、学校としての事例を教育委員会と全て共有するのが という捉えであるけれども、その辺が理解されにくい部分があるのかなと思う。

内藤委員

前もいろいろ審議があったので何となく私はそういうことなのかなというふうには、何となくわかるけれども、ここを読んだときにもう一つ、3番の後ろのほうには「いじめの疑いがあると思われるケースについては」となっているので、ちょっと読んだときに理解しにくい部分があるので、もう少しわかりやすくなるものならなるといいのかなと思ったのであるが、そこはそれほどこだわることではないが、ご説明を伺えばわかるかなという。

それと、学校の後に「(園)」が抜けているのかなと思う。情報共有のほうのところの学校の「(園)」がどれも入っているので、それは記述の上で「(園)」を入れたほうがい

い。

あと、2番も情報共有であるし、3番も情報共有でもあるから、項目がそういうふうに分けているところも、わかりづらい部分が出てしまったのかなと。

教育指導課長

済まない。今のお話であるが、は先ほど申し上げたようにアンケート調査票のことを言っているの、実は幼稚園ではとっていない。ここはあえて「(園)」を外しているということである。

委員長

そうしたら、その辺は多少の文言を工夫、明確化で、個々の対応、また学校ごとの対応というのがよりわかりやすくなればいいのかなと思う。

天沼委員

先ほど、安藤委員のところと、今のところとの関係で、いじめを隠さないということである。要するにいじめがあるということが学校の成績というか、評価に結びつくのではないかと、いじめがあること自体を伏せてしまうということがないようにというご意見だったと思う。そうすると、今の内藤委員がおっしゃった学校がいじめと認知したケースについてはというのは、要するにいじめと発覚された部分に関しては云々の話であって、そこから漏れてしまう部分。

先ほどのいじめがあるかもしれないけれどもないとしてしまうようなケースの場合、いじめの認知という部分では教育員会としては何もタッチできないのかなと思って。学校にお任せする、いろいろな相談体制をつくって、その中でやっていくということになるわけである。

前に少し触れたけれども、いじめを認知しにくい立場にいらっしゃるの先生でもあるわけで、先生がアンケートを行う。そうすると、記載をしない子が、いじめられた子である。が記載しないというケースが出てきた。それがどういうふうに出発されるのかというと、友達関係か、親御さんか。だから、学校がいじめを認知したケースをどういうふうに把握するかなという点で、ではなくて、いじめを認知するまでに至らないケースをどういうふうに把握できるのかなという。それが重大な問題にもなってしまうので、そのあたりの手だてと申すか、認知できればいろいろな対応策がとれるわけであるけれども、その辺はどうなのか。

内藤委員

ちょっと今に関連して。ちょっと一致しながらちょっとずれた話になるかもしれないけれども、大変全体に具体的な取組を記述されているよさがあると思うのであるが、ここに関していうと情報の共有というのがアンケートに絞った形になっているので、いじめに対して情報を教育委員会と学校が共有することが大事であるということがどこかで触れられていることがいいのかな。見落とさないとか、そういったことがなくて手だてだけがここにあるのが、やや狭い感じがする。天沼委員がおっしゃったことも、そこ

にかかわってくるのではないかなと思う。

それと、このアンケートについて、園はなかった、やっていないからないのだけれども、園だって情報共有をしないとイケないわけなので、そういうふうにとちらにも共通するような文言が入っていて、具体的なものとしてアンケートのことが触れられるのがいいのかなと思う。

それと、このアンケートというのは必ず今後も毎回、続いていくのかどうか。その辺のところはどういうことなのか。

教育指導課長

アンケートについてはもちろん、アンケートが唯一のいじめ発見の手だてとは思っていないが、いじめを早期に見つけるための一つの手だてとしては有効である。特に今回やっているアンケートは、本人がそういうことがあったかないかということだけではなくて、周りの子供に聞いている部分がある。だから、これは非常にある意味有効なので、今後も定期的にアンケートはやっていく。小中学校に対しては、ただし、幼稚園はアンケートをとっても、幼稚園の子供にアンケートをとってもわからないので、そういうことはやらないというのが一つである。

それから、先ほどから話題になっているいじめをできるだけ認知したということではなくて、その前の段階の、今回、都教委も、都の調査でも疑いという部分でやっているわけである。そういった部分まで隠さずに、隠さずにといい方はおかしけれども、心配な例については学校も、教育委員会もきちんと共有してやっていくということであれば、例えば「教育委員会の取組」の2ページの上の(2)の「情報共有」の中で、あるいは3ページの4番の「学校の取組」の(1)、ここに学校は定期的ないじめ実態把握と書いてあるので、ここの中に今、委員がお話しなさったようなことを少しわかるような形で入れ込むことはできる。

委員長

天沼委員のおっしゃったいじめの認知に至らないケースというところがかなり大切かなと思うので、その辺もどこかに入れていただけるといいなと思う。

やはり、済まない、私も、個人的なことを言わせていただくと、どこにでもいじめというのは起き得ることだということをほんとうに先生方も、それが恥とか、マイナス点ということではなく、集団がある以上起こり得るんだということを認識していただいて、いかに子供たちと学校生活の中で対応していくかということで、天沼委員同様私も、先生方の意識の改革と申すか、その辺が非常に大切だなと思う。

それと、1つちょっと気になっているのであるけれども、4ページの4番にかかわるのかなと思うが、加害者に対してはどのようにしていくかということはあえて文言化しないほうがいいのか、その辺。加害者の場合は、たまたま加害者になってしまって、かなりその子供の家庭の状況とかが非常に絡んできているケースが多いのかなと思うが、加害者の親御さんにも寄り添っていくというのか、きっともし我が子が加害の側に立っているとわかっていたら、それは胸を痛めて、何とかしたいとどの親御さんも思っているらっしゃるはずだろうし、もちろん全然認識していないというケースも多々あるとは思

うが、わかった時点でいかに寄り添って、解決へ向かっていくかという視点もどこかにあったほうがいいのかなとちょっと思った。

ほかにはいかがか。

教育長

どのレベルまでこの方針に盛り込むかというのがなかなか悩ましいところである。細かく書けば切りがないくらい細かくはなるし、また、ほんとうに抽象的に書こうと思えば書けないことはないけれども、ただ、それを読んでも、では、具体的にどうするのかというのが次に必ず来てしまうので、そういう意味では項目によっては結構くりながら書いているところもあり、また一方では、結構、対策の中身を書いている部分もあって、バランス的にどうかというのはあった。私も読んでいてそういう感じはしたけれども、ただ、まずは今この方針をとにかく早く出して、具体的な対策というか、具体的な施策を固めていきたいという思いが非常に強くある。

教育委員会でもいろいろとご意見をいただき、今日も貴重なご意見をいただいているので、それも含めて最終的なものにさせていただく。これは事務局にお任せいただければありがたいと思っているけれども、そういう形でとにかく方針をつくり、そして、例えば調査の問題もいろいろと議論があったけれども、具体的にどういう調査のやり方を今後していくのか、あるいは情報共有と言っているけれども具体的なツールをどういう形で整備していくのか、教職員の研修があるけれども、それは具体的に年間どのぐらいで、どういう頻度で、どういう内容の研修をしていくのか、それぞれ具体的にやっていかななくてはいけないことだからであるので、これについて事務局としてはこの方針に基づいて、個別具体的な施策を学校とも十分協議しながら前へ進めていきたいという思いを非常に強く思っている。

したがって、ほんとうに今日もなるほどというご意見もいただいているので、そういう形で委員長、仕切っていただいて、ぜひその先の具体的な施策を、展開をぜひやらせていただければありがたいと、申し上げさせていただきます。

委員長

私の先ほどの発言であるけれども、どちらかといえば教職員研修の部分も入るのかなとも思うので、その辺はそのようにご理解いただければ結構である。

ただいまの教育長のご発言のとおり急を要しておる案件であるので、各委員の建設的なご意見をさらに事務局で詰めていただき、形としてまとめていただけたらなと思う。

では、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針は案どおり決定してよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

修正の上、決定させていただきます。

では、押し迫っておるけれども、事務局では検討していただき、文言の整理等をよろ

しくお願いしたいと思う。

では、この決定をもって終了としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「終了」とする。

協議(2) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

では、次の案件である。

協議(2)平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、前回の審議をもとに資料が提出されているので、説明をお願いする。

教育企画課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、事務局で整理をしていただいた。皆様のほうでご意見、ご質問をお伺いしたいと思う。

内藤委員

4ページの「主な成果」のところであるが、事務事業の評価における点検・評価ではあるけれども、ここについては小中一貫教育がなされたことによって、子供たちがどのように変容したかという教育の効果をはからなければいけないということで、ここに出された資料だけでそうなのかなというふうに、今の時点で決めるのはいいかなものかなという気がしている。

具体的には11月27日に小中一貫教育についてのフォーラムがあると思うので、そこではもう少し、各、実際にやっている学校からの報告があると思うので、それを伺ってからここは決定していきたいし、それが筋かなとまず思っている。それが1点目である。

それから、2点目は、この間、会議のおしまいのころに委員長もおっしゃっていたが、なぜ小中一貫教育を導入したのかということだろうか、そんなところがどこにも記述されていないのであるが、やはり一番の関心事はなぜこれが導入されて、どういうふうに行われているかということであろうかと思う。その結果どうなのかということだと思う。

ので、1ページの最初か、「経過」の後になるか、どこかに、なぜ小中一貫教育を導入することになったのかということに触れることがいいのではないかと思う。

今までいただいたまとめられた冊子の中には、発達段階に応じた子供たちの心と体の成長が早まり、小学校5年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られるようになった。そのため発達段階に応じて指導が必要であることとか、中1ギャップと言われるように、小学校から中学校へ進学すると学級担任制から教科担任制に変わり、学習内容も難しく指導方法も異なるなどのため、新しい環境へのスムーズな移行が難しくなっているなど、環境の大きな変化が原因で学校生活に不応を起し、不登校や問題行動等、生活指導上に課題のある子供は増える傾向にある。そのため小中学校間の円滑な接続が必要であることとか、あとは、3つ目としては小学校と中学校の先生の間では、子供たちの成長や発達に対する意識や価値観の違いがある。そのため、小中学校の教員の相互理解が必要であるということがたしか記述されていたかなと思うので、そういったような内容について書いてあることが理解を深めるのではないかなと思っている。

3つ目は、文言のことであるが、3ページの3番の「小中一貫教育校・研究グループ以外の小・中学校」とあるが、ここは研究グループの前に「小中一貫・連携教育研究グループ」と書くのかなと思う。それは2ページの2番のところに「小中一貫・連携教育研究グループ」とあるので、ただ研究グループではわかりづらいかと思うので、長くはなるが正式に書いたほうがいいかなと思う。

というのは、小中一貫連携教育校とか、小中一貫教育校とか、使い分けをしっかりとしないと間違えてしまうということがあるので、ここはやはり正確に入れたほうがいいかなと思った。

4点目のことであるが、小中一貫教育とはどういうことだということを最後の5ページの一番終わりに注というか、説明として入れたほうがいいかなと思う。といいますのは、前、光八小の出前教育のときにでも、小中一貫教育校と、小中一貫連携教育グループと、今後は実践校ということになる。小中一貫実践校という名前に変わっていくかと思うが、その辺のところは、練馬の目指している小中一貫教育というのは、設備が一体化している桜学園と、近隣の学校が合わさる実践校とに、両方含めて一貫教育というわけだから、そこら辺を説明しないとわかりづらいかなと思うので、ぜひ小中一貫教育とはどういうことだということを5ページの終わりあたりに、最後に言葉の説明として入れたほうがいいのではないかなと思った。

以上である。

委員長

ありがとう。

教育企画課長

今ご指摘をいただいた部分は基本的なことにかかわることかなと思っているので、文言等含めて事務局で整理させていただければと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

天沼委員

成果についての、ちょっと違うけれども、前回で別紙で状況調査結果が、定量的なものであるけれども示されたので、こういうものを参考に入れながら、もう少し具体的に書けるところが、例えば、実際に部活動であるとか、職場体験の導入であるとか、どんなところで交流が行われているとか、校数などで出てきている。そういうものも成果として挙げられるのかなと思うので、具体的に書ける部分は、前回の別紙1のような調査を利用しながら書けるかなと思った。いかがか。

教育企画課長

成果の部分である。前回の別紙1の中で、全体としてこういう数の増加が見られるというご説明をした。学校に対するアンケートであるので、そういった成果の数字を拾いながら補足するという事は十分できるものと思っている。

また、先ほど内藤委員からフォーラムの結果を見てというお話もあったので、そこら辺も踏まえて、成果の部分は記述の見直しということも考えていければと思う。

委員長

小中一貫教育という文言は、区民の皆様にとっては新しい概念になるかと思う。従って、より正確に認識していただけるよう、なぜやるのかということがわかっていただけるような記述が必要であると思う。先ほど内藤委員がおっしゃっていたように、建物と一体化しないといけないんだとか、近くでないといけないのかとか、どうしても言葉から区民の皆さんはそんなふうに発想してしまいがちであるので、その辺を丁寧に記述する必要があるなど考える。

ほかにはいかがか。

では、さまざまなご意見をいただいたので、本日の協議はここまでとして、先ほどからのご意見を踏まえて、また修正案を次回出させていただくよう検討してまいりたいと思う。お手数かけるが、作成のほうよろしく願います。

したがって、本日は「継続」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

(1) 教育長報告

不審者侵入への対応について

平成24年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

平成24年度夏休み居場所づくり事業の実施結果について

(仮称)立野小学童クラブ室および学校応援団ひろば室の整備について
学童クラブの運営業務委託について
「下石神井第三保育園・下石神井地区区民館学童クラブ」および「氷川台第二保育園・氷川台地区区民館学童クラブ」大規模改修工事に伴う仮設施設の整備について
「放課後子ども教室推進事業」補助金の返還について
保育施設の給食用食材放射性物質検査の実施について
平成24年度「練馬区成人の日のつどい」の開催について
地域若者サポートステーション事業の実施希望事業者の誘致について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
ねりまエンゼル・ナビの発行について

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は11件の報告がある。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問等あるか。

天沼委員

3の「事件への対応」の(1)のアのところであるけれども、門扉は簡単に越えようと思えば越えられてしまうわけである。例えば高さが大人の身長2倍ぐらいあるとか、あるいは門扉の上に何か危ないものが置いてあるとか、そうでもない限り一般人にとっては門としての機能をしているけれども、何かしようという人にとっては何の意味もない。今回それがそのまま出てしまったと思う。

そういう、人によって、前に立ってずっと見守るといふこともあるけれども、門扉そのものについても何か検討されるようなことといふのはないのか。

教育総務課長

門の高さ、低いものでは120センチぐらいのものもある。上ろうと思えば上れてしまうといふことで、門の高さを変えるであるとか、塀の高さを変えるとすると、それなりにやはり経費もかかるというところもある。ハード面を強化した中でどれだけ効果が

あるかといったところもあって、その辺を含めて今後は対応していかなければいけないかなと思っている。侵入にある程度時間がかかるような対応ができればとは思っているが、この辺はまた検討したいと思う。

今回、ハード面での対応も今後の検討になるけれども、ソフト面については高松小学校でも行っていた侵入者を想定した訓練といったものが功を奏しているということがあるので、そのあたりにも力を入れて安全対策をしていきたいと考えているところである。

安藤委員

日ごろの、今おっしゃったように訓練によって児童が大きなけがをすることがなくてよかったなと思う。一方で、開かれた学校と言いながら門を閉めたりとかいうのはすごくジレンマを感じるころではある。

被害に遭われたお子さんであるけれども、その後けがは大丈夫だったということであるが、精神的な面とか、そういった面ではフォローはされているのか。

教育総務課長

学校側でその辺の、アフターケアというのはきちんとしていただいている。当日についても通常と変わらずという状況であって、その後特に何かストレス等はないというふうに聞いている。

委員長

ほんとうに安藤委員がおっしゃったとおりである。日ごろの訓練がきちんと生きて、何事もなくよかったなと思う。

今後についてはまたよろしく願います。

それでは、報告の2番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ご意見、ご質問等あるか。

では、これは改正ということで、区長のほうに提出を依頼するということである。よろしく願います。

報告の3番にまいりたいと思う。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ご意見、ご質問等はあるか。

内藤委員

3ページの上から4行目のところに「ひろばは保育ではないため、民間の施設を利用した」とあるが、学童クラブとの活動の内容の違いというのは、どういうふうにこの方は捉えていらっしゃるのか。

子育て支援課長

学童クラブについては基本的に保育ということで、預かることは一緒で、あと、入退室管理も、若干違うけれども、基本的にはチェックをするということで一緒であるが、学童クラブ自体はいろいろな、勉強をやらせたり、事業をやらせたりという取組があるので、そういう意味でいうと、ひろばのほうは基本的に預かるということで、指導員が何か事業を展開するとか、そういうことは基本的にはないというところが一番大きなところかなと思う。

委員長

お聞きしたいのであるけれども、3番の上から2行目のアンサーのところ、「誰が来るのか分からないため不安になった」というアンケートのお答えであるけれども、この方は集ってくる子供たちのことなのか、それとも世話をする大人のことが、どなたに対して不安を感じているのか。わかるか。

子育て支援課長

基本的にはお子さんが誰が来るかということが不安だったなど。基本的には友達が行くのだったら私も行きますみたいな、そういうお気持ちが結構あるので、それがわからないということで、利用にちょっと不安があったというふうに聞いている。

委員長

ひろば室というのは働く親御さんにとってはほんとうに、夏休みにお子さんを安心してお願いできる、非常にそういう場になっているんだなというのをこのアンケートやご意見から読み取らせていただいた。非常にニーズの高い事業だなと思っている。

それで、全然別の視点であるけれども、そこを利用している子供たちからアンケートをとったりしていることというのは今までにあるのか。また、何かの折にそういうのも考えの中に入れておいていただくと、今後つくるときに、活動する上でも参考になるのかなとちょっと思った。

では、報告の4番にまいりたいと思う。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
ご意見、ご質問あるか。
このようにひろば室が建てられるということは、運営する側も、それから利用する子供たちも、また親御さんもほんとうに安心できる。すばらしいなと思う。
では、報告の5番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
特にご意見、ご質問よろしいか。
では、よろしくをお願いします。
次、報告の6番である。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
大規模改修工事ということで、仮の施設が必要ということであった。
仲町小に関しては期間が1年間であるので、教育活動等いろいろと子供たちのほうに、教育活動に支障と、あと子供たちのけがとかがないよう、その辺よろしくお願ひしたいと思う。
では、続いて報告の7番である。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
ご意見、ご質問等あるか。

天沼委員

3番の「適切でない額の内訳」の中で、不適切だと指摘された部分はどれか。(3)ということか。

子育て支援課長

濟まない、記載がわかりづらくて。適切でない額については、今ご指摘があったように(3)の補助金の返還額、適切でないということで補助金を返しなさいということで、

222万、こういうことである。

天沼委員

わかった。会計処理がきちんとされていなかったということなのか。

子育て支援課長

実は、これは当然のことながら、補助金というのは区のほうで申請をして、東京都がチェックをするわけである。よろしかろうということで補助金の交付が受けられるわけであるけれども、今回、監査が入った中でこういうことで、当時は東京都が多分一定ご理解いただいていたものが今回に当たって、基準に照らすとちょっと不備があったというご指摘をいただいて、返還するに至ったということである。

私どもとしては適切な処理をしていたつもりではあるけれども、こういうことでご指摘を受けたので、今回は返還させていただくけれども、今後はきちんと処理をさせていただきたいと思う。

委員長

そうすると、ひろばと、ほんとうに地域の方にお世話になっているわけなので、運営していただく方たちに消耗品とかを買うときにどういうふうにすればいいかというのを具体的にまた研修等でお話し、徹底していただくということ。もったいない、せっかく補助金をいただけるのに、返還しないとならないというのは、活動はちゃんとやっているわけだから。どうぞよろしく願います。

それでは、報告の8番を願います。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

施設給食課長

関連して、現在検査をしている学校給食の給食用食材の検査の結果である。

10月9日から検査を始めて、88カ所のうち、先週木曜日までで63カ所終わった。全て終わるのが今月末ということになるけれども、63カ所で1校につき4品目ずつやってまいったけれども、現在のところ全て測定下限値未満ということである。

全て検査の翌日の正午をもって、区のホームページで結果を公表しているところである。

以上である。

委員長

ありがとう。

天沼委員

検査対象であるけれども、給食提供前の食材を選ばれる方はどなたか。

保育課長

練馬区保育課の栄養指導担当でもって、食材のピックアップをする。

天沼委員

検査対象が選ばれるわけだね。

保育課長

はい。

天沼委員

つい最近だけれども、やはりシイタケから放射性物質が検出されたというニュースがあった。やはりまだ予断を許さない状況もあるのかなと思う。であるので、今、質問した趣旨は、食材によっては検出される可能性があるものと、ないものがあるのかなと思ったものだからお伺いした。

以上である。

委員長

健康は子供たちの未来にかかわることなので、引き続きどうぞよろしく願いする。報告の9番をお願いする。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

特にはよろしいか。

では、続いて報告の10番をお願いする。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問等あるか。よろしいか。

では、若者の自立支援ということで、どうぞよろしく願いする。

それでは、そのほかの報告あるか。

教育総務課長

教育委員会後援名義の使用承認事業である。11月実施の追加分と、12月の実施分、合計11件である。

内容についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

そのほかに報告はあるか。

練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱

本日、『ねりまエンゼル・ナビ』という冊子を配布させていただいた。特にニーズの高い就学前児童に関する子育て支援情報について全庁的に取りまとめた。これについて区内関係機関で配布するとともに、子育てスタート応援券と同時に送付させていただいて、お子さんが生まれた全世帯に配布する予定である。どうぞご活用願う。

以上である。

委員長

ありがとう。

ご意見、ご質問等あるか。

かわいらしい、すてきなものができて。親御さんにとっては心強い限りだと思う。

そのほかにはもうないか。では、この後は授業の視察となる。本日の定例会は視察の終了をもって終了とさせていただきます。